

平成25年度 事業計画書

我が国経済は、リーマン・ショックに端を発する世界的な経済危機以降、円高のさらなる進行等から、木材需要の大幅な減少や木材価格の低迷が続き、経営基盤の脆弱な県内の林業・木材産業、そして山村地域は、危機的な状況に陥っています。

さらに、平成23年3月11日の東日本大震災と津波、原発事故により、多くの人々が依然として、避難生活を余儀なくされ、未だに、地域経済に深刻な影響が続いており、一日も早い復旧・復興を進めていくことが、喫緊の課題となっております。

平成24年暮れの総選挙では、自民党が圧勝し、自民党・公明党の連立政権が誕生しました。

新政権においては、経済の立て直しを最優先課題に掲げ、年初からの大型補正予算と大胆な金融緩和対策等により、長年続いた円高及びデフレからの脱却を図り、経済の回復が期待されております。

しかしながら、原発による放射能問題を抱える本県においては、風評被害を加えた四重苦に今も苦しめられ、復旧・復興を妨げる大きな障害となっております。

このため、県においては、間伐による森林除染の推進や、木質バイオマスエネルギーの利用拡大等の施策を推進し、森林・林業の再生を図ることとしております。

当協会は、今年度から、公益法人の認定を受け、新たに公益社団法人として、これまで以上に経営基盤の強化を図りながら、次ぎに掲げる3つの公益目的事業や、森林土木事業の測量・設計業務等を通じ、本県の森林・林業の復旧・復興を推進し、早急な「福島県の再生」に寄与してまいります。

I 森林整備の推進と森林・林業の振興（公益目的事業1）

1. 林業労働力確保対策の推進

林業を取り巻く状況は、中山間地域の過疎化、高齢化、後継者難等から、非常に厳しい状況にある。

このため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」（平成8年5月公布・施行）に基づき、平成10年4月1日、福島県知事から、「福島県林業労働力確保支援センター」の指定を受け、林業に関する雇用管理の改善、労働環境改善のための相談・指導、林業雇用情報の収集・提供と林業に新たに就業しようとする者への支援や、各種資格取得のための研修など、林業労働者の雇用の安定化を図るための支援活動を推進する。

(1) 林業に関わる雇用管理と労働環境の改善

林業雇用改善アドバイザー2名により、林業に関わる雇用管理の改善と事業の合理化等に関する相談・指導等を行い、雇用環境の改善と林業事業体の体質の強化に努める。

- ①林業事業体の行う雇用改善・労働環境整備等に関する相談・指導を行う。
- ②認定林業事業体として認定されるための改善計画の策定を支援する。
- ③事業主や雇用管理者等に対するセミナーを開催する。
- ④林業労働力や林業求職情報の収集を行う。

(2) 雇用情報と新規就業者支援

森林・林業への就業希望者や就労に関心がある方に就労の相談・指導、森林・林業の雇用情報等の提供を行う。

- ①林業就労希望者に対する無料職業相談。情報の収集・提供を行う。
- ②森林・林業の仕事ガイダンス、就労支援セミナーを開催する。

(3) 林業作業に必要な資格取得と技能研修等

林業を担う新たな技術者の養成や若者の林業への参入をすすめるため、「高性能林業機械オペレーター研修」「低コスト作業路開設研修」等を行う。

- ①低コスト作業路開設研修・高性能林業機械オペレーター養成研修、→ 作業路開設技術、高性能林業機械の運転、点検整備手法の研修を実施する。
- ②緑の雇用現場技能者育成研修 → 林業に関する専門的な知識及び技能の習得と、必要な資格の取得研修（クレーン運転、玉掛け技能、はい積み作業技能講習等）を6月～翌2月に行う。
- ③雇用改善セミナー等を実施する。

(4) 林業雇用情報の収集・提供を行う。

情報誌として「支援センターだより」を（500部×1回/年）発行、配布する。

2. 高性能林業機械導入の推進

間伐等の保育、伐採搬出等の森林施業の効率化を図り、森林の多面的機能の維持増進のため、森林整備を、積極的に推進し、併せて、林業労働者の定着と、現場での作業効率と安全性の向上を図るため、国、県の補助金を受け、高性能林業機械（ハーベスタ、フォワーダ、プロセッサ等）を、当協会が導入（購入）し、貸付（リース）業務を行い、高性能林業機械の導入・普及に努める。

高性能林業の導入 平成25年度計画 7台

(H21年度からH24年度までの状況)

H21年度 49台、 H22年度 23台、 H23年度 12台

H24年度 7台 計91台

3. 普及啓発事業

(1) 森林・林業に関する情報を提供するため、県内唯一の林業情報誌「林業福島」を編集・発行する。

毎月1回、2,500部/月を発行して、配布する。

(2) 「ふくしま森林・林業写真コンクール」を開催する。

森林の大切さとそれを支える林業の重要性について広く認識してもらうため、森林・木材との関わりや森林整備作業などをテーマに、「ふくしま森林・林業写真コンクール」を実施する。

(3) 林業技術の普及啓発に関する情報を収集、提供する。

「林業新知識」や、普及関係図書等の斡旋・配布を行う。

(4) 森林土木技術の向上を図るための講習会・研修会を開催する。

(5) 原発事故に伴う放射能汚染について、森林の除染を早急に推進するため、関係団体と連携し、要請活動や講習会・研修会を開催する。

II 緑化の推進（公益目的事業2）

緑豊かな潤いのある「美しいふくしま」の創造をめざし、緑化の普及啓発活動や次代を担う青少年の育成、森林ボランティア活動の支援など、幅広い緑化運動を推進する。

特に、平成23年度に発生した東日本大震災からの復興に向けて「緑の募金」のより一層の拡大を目指し、募金運動を展開するとともに、森林や緑を県民全体で守り育て、「震災からの復興」と「緑豊かな潤いのある美しいふくしま」づくりを推進し、地球環境及び国土の保全等に寄与する。

1. 緑化運動等の関連行事

緑化運動をより効果的に推進するため、関係機関、各市・地方緑化推進委員会、団体等との連携により、緑化関連の行事を積極的に展開する。

- | | | | |
|--------------------------|--------|---|--------|
| (1) 山火事防止強調期間（春季危険期） | 2月10日 | ～ | 5月30日 |
| (2) 全国「緑の募金」キャンペーン（春季） | 2月15日 | ～ | 5月31日 |
| (3) 福島県春季「緑の募金」運動期間 | 4月1日 | ～ | 5月31日 |
| (4) みどりの月間（緑の募金全国一斉強調月間） | 4月15日 | ～ | 5月14日 |
| (5) みどりの日 | 5月4日 | | |
| (6) 全国「緑の募金」キャンペーン（秋季） | 9月1日 | ～ | 10月31日 |
| (7) 福島県秋季「緑の募金」運動期間 | 9月1日 | ～ | 10月31日 |
| (8) 山火事防止強調期間（秋季危険期） | 10月20日 | ～ | 12月20日 |

○チラシ、ポスターを作成・配布して、緑化関係行事について、広く周知を図るとともに、「緑の募金」の街頭キャンペーンを実施する。

2. 緑の募金運動

県民の方々に県土緑化に対する理解と認識を深めていただくため、緑の募金運動を展開するとともに、募金の成果を県内各地に還元することにより、地域における緑化活動を積極的に推進し、「緑あふれる住みよい県土づくり」に寄与する。

緑の募金運動は、緑の羽根、バッチの着用によりご協力をいただくこととし、春季と秋季に「緑の募金」運動期間を設定して、県内一円で実施する。

(1) 予定／実績

| | | | |
|--------|-----|--------------|-------------------------|
| 平成25年度 | 目標額 | 70,000,000円 | |
| 平成24年度 | 〃 | 70,000,000円 | 実績59,585,274円（12月末現在） |
| 平成23年度 | 〃 | 100,000,000円 | 実績11,681,462円（震災により春自粛） |

(2) 具体的使途

- ①募金運動の推進：募金活動の推進
- ②募金資材購入：緑の羽根、バッチ
- ③森林整備：豊かな森を育てる森林整備、森林の手入れ、ボランティアの支援による森林づくり
- ④緑化の推進：学校・公園の緑化、植樹祭・育樹祭の開催、緑の少年団の育成
- ⑤地方緑化推進委員会等への交付金
- ⑥事務費等

3. 緑化運動の啓発宣伝等

- (1) 緑化運動の趣旨を広く周知するため、街頭キャンペーンや新聞、県・市町村広報誌等を活用し、広く県民の啓発に努める。
- (2) 募金運動の報告及び事業実績等を明記したチラシを作成・配布するとともに、ホームページ等により緑化推進活動の理解を促進する。
- (3) 緑化運動の事例紹介、(公社)国土緑化推進機構が各種緑化活動への助成について募集を行っている緑と水の森林ファンド事業及び緑の募金中央事業の県の窓口としての周知・広報、緑の少年団活動等の概要について、県民に広報し、緑化運動を啓発する。

4. 森林整備事業

多くの人達に森林づくりに関心を持っていただき、森林ボランティア活動への参加を促進するため、緑化運動関係団体等と連携し、森林づくりイベントの開催や森林づくりを進めていくための活動の基盤となる森林の整備及び人的な基盤の整備を進める。

(1) 森林愛護運動

- ①ボランティア活動への支援による森林及び環境緑化木の保護、植樹・下刈り、間伐等の手入れを推進する。
- ②森林火災の防止運動を推進する。
- ③育樹運動ポスター等の配布を行い、各地方の森林愛護運動を推進する。
- ④地域内の樹木の愛護運動に取り組む緑の少年団活動を支援する。

(2) 国民参加の森林づくり推進事業

①うつくしま育樹祭支援

東日本大震災からの復旧・復興をアピールし、県民参加による森林づくり運動のレベルアップを図るため、「うつくしま育樹祭」の開催を支援する。

②うつくしま21森林づくりネットワーク活動支援

県内各地域で積極的な森林づくり運動を展開している、「うつくしま21森林づくりネットワーク」の活動を支援する。

(3) 緑化苗木の配布

- ①「緑の募金」街頭募金や各種イベントにおいて、森林の整備及び緑化思想の高揚を図るため、緑化苗木を配布する。
- ②公共施設等への植樹及び緑化関係運動団体等で行う記念行事の際に、緑化苗木の配布を行う。

5. 緑化推進事業

(1) 地方植樹祭・育樹祭の開催

各市・地方緑化推進委員会の主催による地方植樹祭や育樹祭を実施し、緑化思想の高揚を図る。

(2) 福島県花いっぱい運動の実施

昭和43年より、福島民友新聞社、農林中央金庫福島支店との共催で、職場・学校・事業所・道路沿線等を花で飾り、花を愛する心と豊かな情操を育て、生活環境を明るくするための運動を展開しており、平成25年度は、以下の事業を行う。

- ①各種イベント等での花の種子配布
- ②園芸教室の開催
- ③第46回花いっぱいコンクールの開催
- ④花いっぱい運動の普及啓発

(3) 「みどりの日」関連行事

県民が自然に親しみ、緑の恩恵に感謝するため、「みどりの日」を中心に緑の募金、記念植樹、緑の百景歩こう会等の事業を実施する。

(4) 第21回緑の提言・作文コンクールの開催

「緑の大切さ」、「森林と自然の保全」を啓発し、緑に対する関心と意識を高めることを目的として、福島民友新聞社、農林中央金庫福島支店との共催により、小中学生を対象に作文コンクールを実施し、優秀な作品を表彰する。

(5) 第28回ふくしま緑の写真コンクールの開催

緑化思想の啓発普及のため、「ふくしま緑の百景」を中心に身近にある里山、鎮守の森公園などの豊かな緑を題材とした「第28回ふくしま緑の写真コンクール」を福島民報社の共催により開催する。

6. 緑の少年団育成事業

昭和49年に緑の少年団が誕生して以来、次代を担う少年達が、緑と親しみ、緑を愛し、守り・育てる活動を通じて、自然を愛し、人を愛し、自らの社会を愛する心豊かな人間に育つことを目標として、緑の少年団を一層強化育成するため、新規少年団の結成促進、活動発表大会や緑の少年団大会の開催等、各種事業を推進する。

7. 東日本大震災復興事業

一日も早い震災からの復興に向けて、被災した県内の森林施設等において、新たな植栽や再整備、交流イベント等を開催する。

8. 緑化活動費の交付

(1) 選考方法

定款第51条に基づき、運営協議会において、公正かつ適切に、事業内容、計画を審査の上、決定している。

(2) 交付先

①各市・地方緑化推進委員会は、県内の全市町村に設置されている緑化推進のための団体で、各市町村における緑の募金活動や、各地域で創意工夫をこらしながら、身近な施設の緑化を推進している。

そのため、それぞれの事業計画に基づき、緑化活動費を交付する。

②「緑の募金県内緑化公募事業」として、県内の団体から応募があった緑化事業について助成する。

9. 緑の募金学校緑化活動促進事業【新規】

県内の学校における緑化活動を促進するため、事業を実施する学校に対し、緑の募金を活用して助成金を交付する。

10. 植樹緑化事業【新規】

本県の森林の復興シンボルとして、県内外の方々の協力により「ふくしま県民の森」に桜の植樹を行う。

Ⅲ きのこ等（特用林産物）の振興（公益目的事業 3）

福島県内におけるシイタケやナメコ等、きのこの生産振興を推進し、中山間地域の経済の活性化、山村地域の振興に努め、もって地球環境及び国土の保全と、地域社会の健全な発展に寄与する。

1. きのこの原発事故にかかる相談・指導及び損害賠償請求事務手続き業務等

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原発事故により、きのこ生産者は出荷制限や出荷自粛、風評による取引停止、価格の暴落など甚大な被害を被った。

県内の森林が放射能に汚染され、原木や菌床用オガ粉供給の見通しが見えない中で、生産者は経済的課題と放射能対策という、新たな技術的課題に直面し、多くの不安を抱えている。

このため、関係機関と連携して、生産者を支援するため、相談・指導及び情報の提供等を積極的に行うとともに、平成23年年6月から行っている東電に対する損害賠償請求の取りまとめや、安全安心な原材料を供給するため、放射線測定体制を強化し、原木、オガ粉等資材を斡旋する。

2. 種菌・菌床・ほだ木等の供給及び販路開拓に関する事業

福島県が開発したオリジナル品種等の多様なきのこの種菌、菌床、ほだ木、栽培資材を、県内の小規模生産者等に供給するとともに、その管理・栽培等の技術指導を行い、きのこ産業の振興に努める。

(1) 種菌、栽培用資材等の供給及び栽培法指導

県オリジナル品種のナメコ福島N1、N2、N3、N4号等の種菌の他、シイタケ等の種菌や栽培資材を供給し、その栽培技術法を指導して、栽培者の技術向上を図り、産地化を推進する。

特に、本年度は放射能汚染が軽微な会津地方を中心として、広葉樹の有効活用を図り、里山林整備の促進と産地化の推進による地域振興を図るため、コナラ原木栽培に適したナメコN3、N4号を、積極的に普及する。

(2) 菌床供給及び栽培法指導

シイタケ菌床栽培は、菌床製造施設整備に多大な投資が伴うことから、新規参入の障害となっているため、小規模生産者に対して、センターで培養した菌床を提供するとともに、具体的な栽培技術を指導し、新規生産者等を技術的に支援する。

また、ヒラタケ、ハタケシメジ、ムラサキシメジ、サケツバタケは、中山間地域の高齢者等が、少ない投資と労働で収入を確保できるため、菌床を供給するとともに、栽培法について指導し、普及に努める。

3. 放射線測定業務

原発事故による放射能汚染に対応し、きのこ生産者が、安心して安全なきのこを生産・販売するため、食品検査に使う放射線測定機（NaI（TI）シンチレーションスペクトロメータ）を活用して、原木、オガ粉、菌床及び子実体に含まれる放射線の測定検査を実施し、放射能に汚染されていない安全・安心なきのこ生産を支援する。

4. きのこ類振興対策事業

（1）情報収集提供

きのこ類の生産振興に必要な栽培技術、生産動向、流通等に関する情報を地域にあった情報として整理加工し、HP等により生産者および消費者に提供する。

（2）高度栽培技術指導

空調施設を備えた大型栽培者および大規模経営者等、主としてきのこ生産を専業としている生産者を対象に、高水準の専門技術について指導を行う。

（3）原種菌保存事業

県林業研究センターで収集分離および育成した種菌596種について、継代培養保存1,045種について凍結による保存を行う。

（4）一般県民対象相談事業

きのこによる食中毒の防止を図るため野生きのこの鑑定や、自家消費を目的としたきのこ栽培相談等に対し助言を行う。

（5）新規生産者対象相談事業

退職者、二地域居住者、I・J・Uターン者、NPO団体、異業種参入等、きのこ生産を初めて検討する相談者への助言を行う。

（6）生産者対象相談事業

きのこ生産に関するトラブル、新技術、施設及び経営等に関する一般的な相談から専門性の高い相談まで幅広く対応し、指導、助言を行う。

5. 安全なきのこ原木等供給支援事業

放射性物質による森林汚染がきのこ原木等の需給に影響を及ぼしており、きのこ原木・オガ粉の価格が高騰している。

このため、きのこ振興センターが事業主体となり、経費の一部を補助することにより、きのこ原木等の購入に伴う生産者の負担軽減ときのこ生産の回復を図る

・補助対象：原木、オガ、種菌

・補助率：購入価格の1/2

IV 測量設計調査等事業 (収益事業 1)

福島県内における治山、林道等の森林土木事業の発展に資するため、測量設計調査、施工管理、及び森林整備促進のための収穫量調査等の各種業務を受託し、森林・林業の振興を推進し、林業の発展及び緑化の推進を図り、地球環境及び国土の保全と山村経済の振興に努め、地域社会の健全な発展に努める。

1. 治山林道調査受託事業

森林土木事業発展のため、測量設計調査、施工管理及び森林整備事業促進のため、収穫量調査等の各種業務を受託する。

2. 物品等の斡旋・販売

①保安林標識、治山ダム提名板及び資材等の斡旋・販売

②治山林道必携、森林土木木製構造物施工マニュアル等の専門図書の斡旋・販売及び専門的図書の斡旋を行う。

V きのこと等（特用林産物）販売事業（収益事業 2）

本事業は、きのこと等特用林産物の生産の振興を図るため、県内の比較的規模の大きなきのこ生産者に、センターが培養した種菌・菌床・ほだ木などを供給して、県内きのこ生産者の所得向上を図り、もって、山村経済の振興と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

1. 種菌・菌床・オガ粉等の供給に関する事業

福島県が開発したオリジナル品種等の多様なきのこの種菌、菌床、ほだ木を、県内の生産者に供給する。

（1）種菌の供給

県オリジナル品種のナメコ福島N1・N2・N3・N4号等の種菌の他、シイタケ等の種菌を栽培経験のある比較的規模の大きな生産者に供給し、産地化を推進する。

特に、本年度は放射能汚染が軽微な会津地方を中心として、広葉樹の有効活用を図り里山林整備の促進と産地化の推進による地域振興を図るため、コナラ原木栽培に適した ナメコN3、N4号を積極的に普及する。

（2）菌床の供給

シイタケ菌床栽培は、菌床製造施設整備に多大な投資が必要なことから、施設を保有しない生産者に対して菌床を提供し、生産を支援する。

さらに、ヒラタケ、ハタケシメジ、ムラサキシメジ、サケツバタケは、中山間地域の高齢者等が少ない投資と労働で収入を確保するため、菌床を供給する。

（3）オガ粉の供給

放射能に汚染されていない安全なオガ粉を、きのこ振興センターが、他県から確保して検査のうえ、生産者に供給する。

（4）斡旋事業

きのこ栽培用の袋など、きのこ栽培用資材の斡旋と安全な原木の販売を行う。